

文 化 市 民

1	区 政	101
2	社会保障・税番号 制度推進	119
3	市民協働	121
4	地域コミュニティ支援 づくり	122
5	安全安心まちづくり・ 交通安全対策	124
6	消費者行政	127
7	男女共同参画	128
8	人権推進	129
9	生涯学習	131
10	熊本市オンブズマン制度	134
11	文化振興	136
12	市民会館・ 健軍文化ホール	138
13	文化財	140
14	熊本城	145

1 区政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町・植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となつたまちづくりを推進する。

(2) 区役所・まちづくりセンター・総合出張所・土木センターの機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課（室）	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務室※1	市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識の交付、市税の相談、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、施設管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
選挙管理委員会事務局※2	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど

※1 中央区役所には設置なし。

※2 当該業務は総務企画課で行う。

イ まちづくりセンターの機能

平成29年4月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、地域担当職員56名を配置している。地域担当職員は、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中央区	東区			西区			南区						北区				計
まちづくりセ ンター	中央 区	託 麻	秋 津	東 部	西 部	河 内	花 園	富 合	飽 田	天 明	幸 田	城 南	南 部	植 木	北 部	清 水	龍 田	
配置状況(人)	10	3	2	4	6	2	2	3	2	2	2	2	3	5	3	2	3	56
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関すること、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援 等																	

ウ 総合出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民基本台帳業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の7ヶ所のまちづくりセンターに、総合出張所を設置している。

総合出張所	主な取扱業務
総合出張所 (託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

エ 土木センターの機能

道路・河川・公園等の維持管理や、道路関係証明の発行等の業務を行うため、本市4ヶ所に各区の行政区域に沿って管轄する5つの土木センターを設置している。

土木センター	課（室）
中央区土木センター	総務課、維持課
東区土木センター	総務課、維持課
西区土木センター	総務課、維持課、河内分室
南区土木センター	総務課、維持課、城南地域整備室
北区土木センター	総務課、維持課、植木地域整備室

才 建物概要

(令和3年(2021年)4月1日現在)

区	所属	所在地
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	中央区手取本町1番1号（市庁舎地下1～3階の一部）
	五福交流室	中央区細工町2丁目25番地
	大江交流室	中央区大江6丁目1番85号
	中央区土木センター	西区蓮台寺5丁目7番1号
東区	東区役所	東区東本町16番30号
	託麻まちづくりセンター（託麻総合出張所）	東区長嶺東7丁目11番15号
	秋津まちづくりセンター	東区秋津3丁目15番1号
	東部まちづくりセンター	東区錦ヶ丘1番1号
	東区土木センター	東区佐土原3丁目1番65号
西区	西区役所 西部まちづくりセンター	西区小島2丁目7番1号
	河内まちづくりセンター（河内総合出張所）	西区河内町船津2069番地5
	河内まちづくりセンター 芳野分室	西区河内町野出1410番地
	河内まちづくりセンター 河内交流室	西区河内町船津791番地
	花園まちづくりセンター	西区花園5丁目8番3号
	西区土木センター	西区蓮台寺5丁目7番1号
	西区土木センター 河内分室	西区河内町船津2069番地5
	南区役所	南区富合町清藤405番地3
南区	富合まちづくりセンター	南区富合町清藤400番地
	飽田まちづくりセンター	南区会富町1333番地1
	天明まちづくりセンター（天明総合出張所）	南区奥古閑町2035番地
	幸田まちづくりセンター（幸田総合出張所）	南区幸田2丁目4番1号
	城南まちづくりセンター（城南総合出張所）	南区城南町宮地1050番地
	城南まちづくりセンター 城南交流室	南区城南町舞原394番地1
	南部まちづくりセンター	南区南高江6丁目7番35号
	南区土木センター	南区富合町清藤405番地3
	南区土木センター 城南地域整備室	南区城南町宮地1050番地

北区	北区役所	北区植木町岩野 238 番地 1
	植木まちづくりセンター	北区植木町岩野 238 番地 1
	北部まちづくりセンター	北区鹿子木町 66 番地
	清水まちづくりセンター（清水総合出張所）	北区清水亀井町 14 番 7 号
	龍田まちづくりセンター（龍田総合出張所）	北区龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号
	北区土木センター	北区鹿子木町 66 番地
	北区土木センター 植木地域整備室	北区植木町岩野 238 番地 1

(3) 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概 要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、県内一の中心商店街が広がるとともに城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として熊本桜町バスターミナルからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造のまち”～つながる、中央区。～”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

方向性1 “きらり”とひかる品格ただようまちをつくる

方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる

方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる

方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

令和3年（2021年）度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

①「地域リーダー応援事業」 地域団体の負担軽減を目的に、パソコンやLINEの使い方講座、広報スキルアップを開催する。

【生きがいとしての地域活動】

②「校区の魅力発見発信事業」 子どもたちが地域に対する理解や関心を高める講座を開催する。

③「地域デビュー応援事業」 定年退職前後の方を対象に地域活動のきっかけづくりとなる講座を開催する。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

④「お互いさまのまちづくり啓発事業」 地域包括ケアシステムの深化に向け、研修会等の啓発活動を行う。

⑤「地域防災力強化事業」 防災意識の啓発や、地域防災に必要な知識を学ぶ講座などを開催する。

⑥「災害公営住宅入居者交流支援事業」 災害公営住宅の入居者と地域住民の交流会を実施し、入居者の孤立を防ぎ、互いにささえあう地域コミュニティの形成を図る。

【持続可能な地域となるために】

⑦「ニューノーマル時代の子育て支援セミナー」コロナ禍での地域の子育て支援を進めるため、地域関係者向けにオンラインを活用した新たな子育て支援の方法について講座を開催する。

⑧「中央区地域ICT推進拠点整備事業」新たな生活様式に対応した円滑な地域活動を支援するため、ICTよろず相談や体験、出前講座等ができるよう事業者等と連携し環境づくりを行なう。

⑨「中学生と乳幼児の交流事業」 中学生と乳幼児をもつ保護者との交流を通じ、命の大切さや妊娠・出産について考える機会とするため交流会を開催する。

⑩「中央区まちづくりスクール事業」 若年層を対象にまちづくりをテーマとした講座を開催し、当事者意識の醸成を図る。

中央区まちづくりビジョン

新たな出会いと未来創造の 都会 まち ~つながる、中央区。~

“きらり”とひかる品格ただようまちをつくる
“わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる

“ほっこ”できる安全で安心なまちをつくる
“いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

中央区のまちづくりの基本理念

住民が、ゆるやかにつながりあい、楽しみながら、生きがいを持って、めざすくらしのあり方をみずから考え、そのために、なにが必要か、なにをするべきか、検討し、選択し、行動できる「**自主自立のまち**」を目指します。

令和2年度（2020年度）中央区まちづくり推進事業の主な実績

① 地域活動の負担軽減

●地域リーダー応援事業

地域におけるICT活用を推進するためのLINE活用講座やWeb会議体験講座、効果的な広報活動を推進するための「Microsoft Word」を使った広報スキルアップ講座を開催した。



② 生きがいとしての地域活動

●スポーツ交流事業

平成29年度から、11月の第1日曜日を「中央区スポーツ交流事業の日」として、区民の交流と心身の健康増進を図るために、中央区体育協会との共催事業として、中央区親睦グラウンドゴルフ大会を実施している。



③ おたがいさまでささえあう地域づくり

●地域防災力強化事業

コロナ禍における防災術として「そなえる防災講座」の開催。また「防災動画」を制作し、本市公式YouTube等で広く啓発した。また、感染症対策を実施し、地域における防災訓練やハザードマップづくりを協働で実施し、防災力向上を図った。



●災害公営住宅入居者交流支援事業

災害公営住宅入居者の孤立を防ぎ、互いにささえあう地域コミュニティの形成を図るために、地域住民と顔の見える関係を築くきっかけづくりとしての交流会を開催した。



④ 持続可能な地域となるために

●中央区まちづくりスクール事業

地域との関係が希薄になりがちな中学生・高校生等を対象に地域課題をテーマとしたマンガを作成する講座を開催。完成した作品は、市のHPや市政だよりへの掲載等に活用した。住んでいる地域に対する理解や関心を深める機会となった。



●中学生と乳幼児の交流事業

中学生が乳幼児とその保護者との交流、妊婦ジャケット着用体験・沐浴人形の抱っこ体験等を実施。命の大切さや妊娠・出産について考えるとともに、交流を通して地域活動への参加について啓発する契機となった。



東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、
「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概 要

市の東部に位置する東区は、近年住宅地が広がりを見せ、5つの区の中で最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に貫き、国道57号（通称東バイパス）や国体道路、第二空港線、電車通り等の主要幹線道路が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く所在し、都会的側面のある一方で、区の北部には託麻三山や県民総合運動公園、区南部には江津湖の湧水の自然のほか豊かな田畠地帯が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1 【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2 【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3 【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4 【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5 【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくり事業

令和3年度（2021年度）の東区まちづくり推進事業

【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

- ・地域コミュニティづくりの支援 町内自治会等の課題解決や地域コミュニティの活性化に向けた財政支援を行う。
- ・（仮称）東区民まつりの開催 区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

- ・地域防災合同訓練の実施 地域防災意識の向上や地域防災力の強化を図る。
- ・ちょこっとパトロールによる地域防犯の強化 ウォーキングなどをしながら気軽に挨拶パトロールを地域主導で実施し、地域活動への参加促進と地域防犯力の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

- ・地域ささえあいの推進 認知症の人とその家族への理解を深めることにより、住民による支え合いを推進する。
- ・安全・安心して子育てができるまちづくりの推進 区や校区単位の子育て支援ネットワーク活動や、地域の主体的な子育て支援活動への支援を行う。
- ・健康まちづくりの支援 健康まちづくりを推進する人材の育成やボランティア活動の支援を行う。
- ・食でつながる地域の環の推進 地域で活動する支援者向けの研修等を行い、食育の啓発・推進を図る。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

- ・まちづくり懇話会の開催 各種分野で活躍する18人の区民により暮らしやすいまちづくりに向けて協議や意見交換を行う。
- ・地域活性化の支援 地域課題の解決や地域ニーズに対応するために各種支援を行う。など

めざす区の姿

自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区

市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあいみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。



● 令和2年度(2020年度) まちづくり推進事業実績

基本方針:1

人と人とのつながり世代を越えて語り合えるまち

● 東区地域コミュニティづくり 支援補助金

自主自立のまちづくりを推進するため東区内の地域課題の解決やコミュニティの活性化に向けた地域の取組に対して、費用の一部を助成しました。



東野カフェ(地域公民館を活用した、高齢者や子どもなど地域住民への居場所と食事の提供)

基本方針:2

誰もが安全で安心して過ごせるまち

● 地域防災合同訓練事業

校区防災連絡会・避難所運営委員会を主体として、実態に即し感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施しました。



避難所開設・運営訓練の様子

基本方針:3

誰もがいきいきと暮らせるまち

● 自立意識醸成事業

外出自粛の期間も心身の機能低下を防ぐ生活・活動が続けられるよう、セルフチェックカレンダーを作成し、配布しました。

セルフチェックカレンダー

コロナに負けるな!
フレイル(虚弱)予防習慣

3月 セルフケアチェックシート											
月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31					

基本方針:4

美しい自然を守り育てふれあえるまち

● 託麻三山散策マップの作成

託麻三山の観光資源としての更なる知名度向上や地域交流拠点としての利活用を促進するため、散策マップを作成しました。



基本方針:5

暮らしやすく活気あふれるまち

● 地域行事等への振興支援

地域の振興を図るために、地元が主催している地域のお祭りやイベントの後援を行いました。



鳥井原公園四ツ角マーケット

西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燐々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア 概 要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した靈巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくり事業

令和3年度（2021年度）の西区まちづくり推進事業

地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援する。また、西区の魅力を広くPRするとともに、地域の災害対応力強化に取り組むところである。これに加え、新型コロナウィルス感染拡大を考慮し、令和3年度（2021年度）まちづくり予算は、以下の5つの方針を定めて取り組むこととしている。

（1）地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組む

まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズに対応するとともに、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりに取り組む。（地域ニーズ対応経費、地域コミュニティづくり支援事業）

（2）産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組む

民間企業・大学・西区・地域住民が連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組む。（西区魅力アップチャレンジプログラム事業、大学連携まちづくり推進経費、地域コミュニティづくり支援補助）

（3）西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組む

西区の豊かな自然や史跡、農水産物である『地域の宝』にスポットをあて、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨く。（西区農水産業チャレンジプログラム、西区にぎわいづくり推進経費、西区〔サイク〕リングのまちづくり推進経費）

（4）引き続き地域の災害対応力強化に取り組む

地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高める。（地域防災力向上支援事業、西区復興支援自治推進経費）

（5）コロナ禍の中での新しい生活様式を取り入れたまちづくりに取り組む

西区の食の魅力発信等の動画を西区チャンネルとして配信する他、コロナ禍の中での新しい地域活動への転換のためのICT活用講座を実施する。（西区チャンネル配信等ICT活用関連事業）

令和2年度 西区まちづくり推進事業実績



金峰望む 華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

- | | |
|--------------------|------------------------|
| I. 安全安心のまちづくり | ～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～ |
| II. 子育てしやすいまちづくり | ～良好な環境を子どもたちのために～ |
| III. 楽しさあふれるまちづくり | ～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～ |
| IV. 農水産業を生かしたまちづくり | ～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～ |

地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組みました

各地域の課題やニーズに対応するとともに、地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するための取り組みを行いました



○地域ニーズ対応経費

エリア毎の地域の課題やニーズ、高齢者・子育て世代の様々な課題に対してきめ細かに対応するとともに、地域に貢献する人材育成にも取り組みました。

○西区地域コミュニティづくり支援補助金

魅力あるまちづくりを推進するため、様々な分野の地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた、西区内での取り組みに対し、補助金を交付しました。

産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組みました

大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組みました



○高校生による地域課題解決プロジェクト

2つの高校と連携し、西区の魅力発信力向上のため、ワークショップを定期的に開催し、西区を巡るバスツアーを発案したり、西区の特産品を使ったスヴィーツを検討したりしました。

○大学連携推進経費

2つの大学と連携し、6回目となるオレンジカクテルナイト in 芳野のオンライン開催を支援したり、地域の魅力発信として、池上校区産のネーブルを使った焼肉のたれの商品開発を行いました。

被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組みました

被災者の新たな地域コミュニティ形成支援や地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高めるための防災講座等を開催しました



○地域防災力強化事業

6つの小学校の児童を対象に、防災士によるゲームやワークショップを行い、子どもたちが自ら防災について考え、普段から備えることの大切さを学びました

○西区の農水産物を活用した非常食開発

西区の野菜を使い、和風ぞうすいとトマト味和風ぞうすいの2種類の味の防災食の商品開発を行いました。

南区役所

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概 要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、JR熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～“いきいき暮らしのまち 南区”とし、その実現のために以下の重点目標と6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標 復興するまち

基本目標1 農と漁業を誇れるまち

基本目標2 歴史・文化を育むまち

基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標4 みんなが健康で元気なまち

基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標6 安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の4つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ まちづくり事業

令和3年度の南区まちづくり推進事業は、「南区まちづくり懇話会」をはじめとする様々な機会を捉え民意の集約を図り、各事業の評価検証を行いながら、まちづくりビジョンに掲げる“めざす区の姿”と重点目標・基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

① 南区復興支援

仮設住宅等入居者・退去者支援 など

② 「南区を知ろう」情報共有・発信事業の充実

「おいしい南区」魅力発信事業、南区PRグッズの作成、南区“たからもの”活用事業 など

③ まちづくりを担う人材育成の充実

防災に強いまちづくり育成事業、地域団体向け出張SNS講座 など

④ テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業、南区防災バスツアー など

⑤ 地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、地域力活性化・強化支援事業 など

⑥ 区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会の実施 など

令和2年度（2020年度） 南区まちづくり推進事業実績

めざす区の姿

~みんなでつなぎ、みがき、ひろげる~
いきいき暮らしのまち 南区

市民協働

重点目標

復興するまち

基本目標1	農と漁業を誇れるまち	基本目標4	みんなが健康で元気なまち
基本目標2	歴史・文化を育むまち	基本目標5	地域ぐるみで子供を育てるまち
基本目標3	自然と共生した住すみやすいまち	基本目標6	安全・安心なまち

南区復興支援事業の推進

地域コミュニティ形成・強化支援

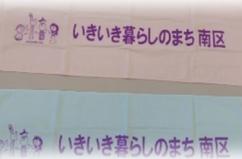
熊本地震で甚大な被害を受けた南区城南町土鹿野地区の復興に向けた住民組織の運営支援を行う中で、地域課題の抽出、改善方策の検討・提案等を行いました。



「南区を知ろう」事業の充実

南区PRグッズ作成

南区のめざす区の姿“いきいき暮らしのまち 南区”やシンボルマークをあしらったタオル・スタッフジャンバーを作成しました。



まちづくりを担う人材育成の充実

南区防災で繋ぐ世代間交流プロジェクト

新型コロナウイルス感染症などへの対策を学びながら、世代間交流を促進するため、コロナ禍に備える防災対策や高齢者の生活不活発病を防ぐ事をテーマにしたデジタル紙芝居作成事業を実施しました。



テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業

ひきこもりがちな家庭が地域の中で安心して子育てができるように、養成研修を受けたボランティアの支援員が訪問活動等を実施しました。支援員が親子と共に過ごしたり、母親の子育てに関する思いを傾聴する等の支援活動を行いました。

地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

幸田さるいて守る事業

幸田まちづくりセンター管内において、地域住民の健康と地域の安全・安心を守ることを目的として、学校、ささえりあと協力し、幸田さるいて守るウォーキングマップを作製しました。



区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、16名の委員（地域代表6人、テーマ代表8人、公募委員2人）で組織された南区まちづくり懇話会を2回（うち1回はコロナウイルス対策のため画面で）開催しました。



北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、楽しいまち北区をイメージし、ず~っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概 要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武藏塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジ・北熊本スマートインターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず~っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、令和3年度（2021年度）北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆誰もが楽しく集い、「笑顔」が広がる「場」の創出

様々な取り組みを通して繋がりの輪を広げ、若い世代も取り込んだ、多世代・地域間の交流を行う機会を作ります。
(北区笑顔交流プロジェクト、北区居場所づくりプロジェクト)

◆健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

健康まちづくりの推進に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる「まち」を目指します。
(北区健康・支え合いプロジェクト、北区安全・安心プロジェクト)

◆地域での活動を支援

自主自立のまちづくりを推進するために、各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減の支援をします。（自主自立のまちづくり推進プロジェクト）

◆地域を支える土台づくり

区の資源や魅力を磨き広く情報を発信するとともに、区の特性を生かしたまちづくりについて多様な意見を聴収し施策に反映させていきます。（「北区の魅力」発信事業！・北区まちづくり懇話会）

令和2年度（2020年度）北区まちづくり推進事業の主な実績

めざす
区の姿

ず～っと住みたい “わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします

基本方針1【健康と暮らしの安全・安心の向上】

基本方針2【住みやすい住環境の整備】

基本方針3【まちの賑わいと産業の振興】

基本方針4【地域資源の継承と活用】

基本方針5【住民自治と協働の推進】

まちづくりビジョンの推進体制

■ 誰もが楽しく集い、笑顔が広がる「場」の創出

「北区の魅力」配信事業！

北区の花「ひまわり」を身近に親しんでいただくために種を小中学校や各地域団体等に配布し、開花したひまわりをFacebook等で紹介しました。



北区公式 YouTube チャンネル

YouTube を利用して北区に関する情報を広く発信することで、市民の利便性を高めること及び北区の魅力を高めるためさまざまな情報を動画で発信しました。



■ 地域での活動を支援

北区地域コミュニティづくり支援補助金

地域の活性化を図るために、地域課題対象事業 7 団体・地域コミュニティモデル事業 6 団体に対し、補助金を交付し支援しました。



LINE ビデオ会議講座

コロナ禍において、地域各種団体が 1 か所に集まらなくとも話し合える体制を構築するため、LINE を使用したビデオ会議の実施方法などを学ぶ講座を実施しました。



■ 健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

北区SDGs研修会

SDGsについての意識啓発・理解の深化を図るために、玉川大学 寺本教授を招聘し、観光分野の視点から北部中学校の生徒達や北区職員に対して研修を開催しました。



■ 地域を支える土台づくり

北区まちづくり懇話会

区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として 11 名の委員の皆様から北区のまちづくりに関して意見等をいただきました。



(4) 区役所（総合出張所等）所管ホール等

区	所属	所在地
中央区	五福まちづくり交流センター	中央区細工町2丁目25番地
西区	芳野コミュニティセンター	西区河内町野出1410番地
南区	天明ホール	南区奥古閑町2035番地
	アスパル富合（富合ホール）	南区富合町清藤400番地
	火の君文化センター（火の君文化ホール）	南区城南町舞原394番地1
北区	植木文化センター（植木文化ホール）	北区植木町岩野238番地1

(5) 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

区分			年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
			男	女	80,480	80,987	80,814	80,613	80,394
日本人登録	中央区	人口	男	93,671	93,992	93,896	93,512	92,999	
			女	174,151	174,979	174,710	174,125	173,393	
			合計	90,613	91,821	92,344	92,694	93,397	
		世帯数	89,469	89,507	89,815	89,900	90,173		
	東区	人口	男	98,422	98,422	98,823	98,882	99,209	
			女	187,891	187,929	188,638	188,782	189,382	
			合計	83,221	84,011	85,116	86,129	87,169	
		世帯数	42,873	42,444	42,144	42,061	42,115		
	西区	人口	男	48,684	48,205	47,849	47,612	47,754	
			女	91,557	90,649	89,993	89,673	89,869	
			合計	41,890	41,831	42,010	42,335	43,093	
		世帯数	61,200	61,658	61,870	62,233	62,578		
外国人登録	南区	人口	男	67,969	68,215	68,358	68,716	69,059	
			女	129,169	129,873	130,228	130,949	131,637	
			合計	52,941	53,612	54,362	55,257	56,324	
		世帯数	68,737	68,490	67,942	67,454	67,139		
	北区	人口	男	75,557	75,033	74,574	73,959	73,633	
			女	144,294	143,523	142,516	141,413	140,772	
			合計	62,501	62,979	63,181	63,436	63,987	
		世帯数	342,759	343,086	342,585	342,261	342,399		
	合計	人口	男	384,303	383,867	383,500	382,681	382,654	
			女	727,062	726,953	726,085	724,942	725,053	
			合計	331,166	334,254	337,013	339,851	343,970	
		世帯数	1,020	1,124	1,198	1,278	1,211		
外国人登録	中央区	人口	男	1,262	1,325	1,359	1,432	1,296	
			女	2,282	2,449	2,557	2,710	2,507	
			合計	1,335	1,507	1,618	1,803	1,622	
		世帯数	395	451	569	713	679		
	東区	人口	男	429	448	478	526	534	
			女	824	899	1,047	1,239	1,213	
			合計	379	455	587	746	726	
		世帯数	274	297	317	350	338		
	西区	人口	男	277	297	351	411	404	
			女	551	594	668	761	742	
			合計	277	329	388	481	474	

区分		年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
戸籍	南区	男	180	256	353	410	433
		人口 女	260	306	355	419	462
		合計	440	562	708	829	895
		世帯数	232	341	480	618	665
	北区	男	259	329	391	490	452
		人口 女	336	431	477	601	564
		合計	595	760	868	1,091	1,016
		世帯数	302	437	531	732	668
	合計	男	2,128	2,457	2,828	3,241	3,113
		人口 女	2,564	2,807	3,020	3,389	3,260
		合計	4,692	5,264	5,848	6,630	6,373
		世帯数	2,525	3,069	3,604	4,380	4,155
戸籍関係	中央区	本籍数	82,244	82,203	82,232	82,316	82,378
		本籍人口数	190,158	189,853	189,457	188,816	188,294
	東区	本籍数	55,128	55,780	56,420	57,101	57,537
		本籍人口数	141,241	142,660	143,884	145,154	146,056
	西区	本籍数	45,348	45,231	45,009	44,911	44,721
		本籍人口数	107,688	107,183	106,472	105,751	104,952
	南区	本籍数	50,174	50,195	50,300	50,462	50,550
		本籍人口数	123,269	123,537	123,810	123,909	124,111
	北区	本籍数	52,318	52,636	52,892	53,163	53,274
		本籍人口数	131,872	132,053	132,222	132,339	132,302
	合計	本籍数	285,212	286,045	286,853	287,953	288,460
		本籍人口数	694,228	695,286	695,845	695,969	695,715

イ 各種証明取扱件数

区分		年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
戸籍関係	中央区	145,257	137,249	140,368	140,882	133,916	
	東区	37,816	40,791	40,448	40,342	34,910	
	西区	22,494	21,551	19,893	19,280	18,187	
	南区	22,494	33,419	31,893	32,088	27,869	
	北区	32,145	35,871	37,403	37,163	32,321	
	合計	271,115	268,881	270,005	269,755	247,203	
住民票関係	中央区	177,507	154,193	152,741	145,678	121,771	
	東区	138,141	105,715	102,945	97,138	87,378	
	西区	63,429	50,701	38,828	36,255	34,344	
	南区	78,774	64,982	61,974	58,176	53,124	
	北区	72,219	64,495	62,892	60,682	56,983	
	合計	530,070	440,086	419,380	397,929	353,600	
印鑑証明	中央区	66,462	53,993	56,194	46,506	39,708	
	東区	83,805	72,490	69,792	66,338	57,643	
	西区	40,832	36,284	29,103	27,075	24,264	
	南区	56,971	48,784	46,574	42,202	38,438	
	北区	50,523	45,649	45,050	43,819	38,844	
	合計	298,593	257,200	246,713	225,940	198,897	
合計	中央区	389,226	345,435	349,303	333,066	295,395	
	東区	259,762	218,996	213,185	203,818	179,931	
	西区	126,755	108,536	87,824	82,610	76,795	
	南区	236,983	147,185	140,441	132,466	119,431	
	北区	154,887	146,015	145,345	141,664	128,148	
	合計	1,099,778	966,167	936,098	893,624	799,700	

(6) 住居表示（地域政策課）

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めてきた。

平成26年度からは、これまで住居表示整備が保留となっている地域の整備に重点を置いている。

種別 区分	整 備 区 域	面積(Km ²)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川渕町 北千反畠町 南千反畠町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畠町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	昭40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	昭41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目(追加) 大江本町 岡田町 菅原町 白山一丁目～白山三丁目 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	昭42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目	1.21	6,800	昭43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目(追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	昭44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目(追加) 本荘一丁目	2.53	9,000	昭45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薩園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	昭47.4.1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	昭47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	昭48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池龜町 上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	昭49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水龜井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	昭50.10.1
12次	帶山一丁目～帶山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	昭51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目(追加)	0.97	4,200	昭52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目(追加)	1.15	2,900	昭53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	昭54.10.1
16次	大江二丁目(追加)	0.08	700	昭55.10.1
17次	帶山四丁目(追加) 帯山五丁目(追加)	0.17	700	昭56.10.1
18次	帶山五丁目(追加)	0.07	300	昭57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目(追加) 八景水谷三丁目	0.59	1,500	昭58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	昭59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目(追加) 春日五丁目(追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	昭62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	昭63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27

種別 区分	整備区域	面積(Km ²)	対象件数(件)	実施期日
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 萩原町	3.66	6,300	平3.2.25
25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	平4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	平4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武藏ヶ丘一丁目～武藏ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	平5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目(追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目(追加) 帯山五丁目(追加) 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	平6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 尾ノ上四丁目(追加) 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	平7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	平8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	平9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	平10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 榆木一丁目～榆木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	平11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目(追加) 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	平12.2.28
34次	近見一丁目(追加) 近見二丁目(追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 燕町一丁目 燕町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	平13.2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目(追加) 八景水谷三丁目(追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 榆木四丁目～榆木六丁目 楠五丁目(追加) 八王寺町(追加) 江津一丁目(追加) 江津二丁目(追加) 出水七丁目(追加) 出水八丁目(追加)	1.80	7,200	平14.2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	平15.2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	平16.2.23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	平17.2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	平18.2.27
40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目(追加) 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目(追加) 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目(追加) 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目(追加)	2.44	2,500	平19.2.26
41次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目(追加) 下江津一丁目～下江津二丁目(追加)	2.56	1,350	平20.2.18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目(追加)	0.47	900	平21.2.23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目(追加)	0.93	1,600	平22.2.22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	平23.2.28
45-1次	松尾一丁目～松尾二丁目(町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町)	0.42	800	平26.10.27
45-2次	松尾一丁目(追加)	0.02	20	平27.3.12
46次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	平29.10.30

2 社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるとの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

（1）推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

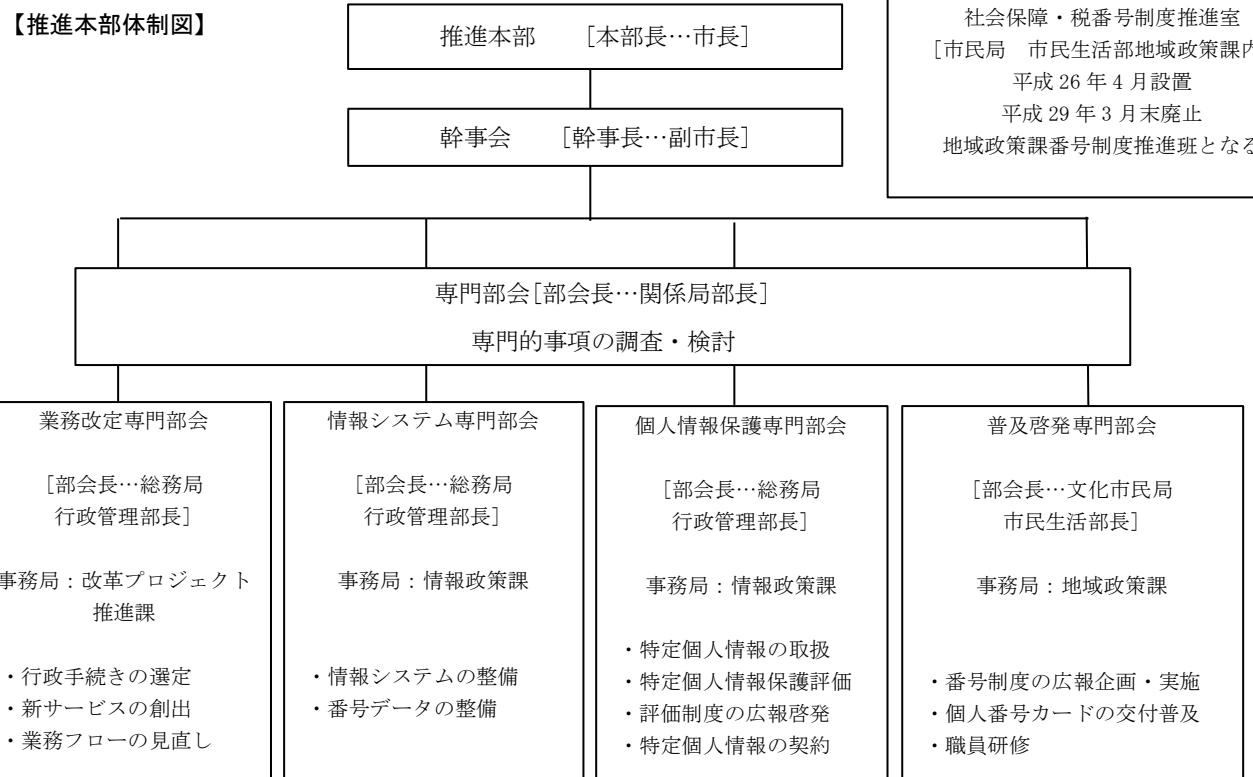
平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日現在



（2）推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 40 事務を選定した。※下記は主な利用事務

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1)本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2)本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3)その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で評価書を作成済
評価書の公表（全項目評価書）	令和3年3月31日公表：住民基本台帳事務、個人住民税事務、介護保険事務
※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ サクラマチクマモトマイナンバーカードサテライトの開設

公共交通機関等の市民の利便性等を考慮し、サクラマチクマモトの地下1階に令和3年3月19日、マイナンバーカードの交付、申請、電子証明の更新等が可能な「熊本市マイナンバーカードサテライト」を設置した。

オ コンビニエンスストア等での証明書交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストア等での交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書（謄本・抄本）、市県民税（所得・課税）証明書、納税証明書（市県民税、固定資産税・都市計画税）、固定資産関係証明書（資産証明、評価証明） ※納税証明書、固定資産関係証明書は令和3年6月1日追加

3 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（P I）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

（1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルくまもと1階に設置し、ボランティア・NPO等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	平28	平29	平30	令1	令2
件数	27,827	74,121	89,970	88,723	68,812

（2）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	平28	平29	平30	令1	令2
件数	2,143	2,151	2,227	2,169	2,058

（3）特定非営利活動促進法に関する事務（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる從たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

（4）条例個別指定制度に関する事務

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成27年4月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（5）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成24年4月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

4 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内17箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 町内自治会の結成状況

(令2(2020).4.1現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	137	138	165	232	915

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成
助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
防犯灯数 27, 123灯 (令2(2020).4.1現在)

補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1, 200円
	20ワットまで	1, 400円
	40ワットまで	1, 800円
	40ワットを超える	2, 000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成
補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6, 000円 (6, 000円を下回る場合は、その額)

(2) 校区自治協議会の運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況

(令3(2021) . 4.1現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	17	16	21	22	95

※校区自治協議会数には、4地区（松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区）を含む。

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

(開設済数 令3(2021) . 4.1現在)

開 設 年 度 (平成)	地域コミュニティセンター名					箇 所 数
4	楠	城南	春竹	出水		4
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳	5
7	帶山	城山	北部東			3
8	小島	松尾西	庄口	向山		4
9	砂取	一新				2
10	田迎西	清水				2
11	龍田	日吉				2
12	黒髪	武蔵				2
13	西原	託麻北	田迎南	画団	池田	5
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上	5
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帶山西	5
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木	5
18	若葉	河内	本荘			3
19	託麻東					1
20	月出	城西	古町	春日		4
21	花園					1
22	川上	飽田				2
23	白坪	長嶺				2
24	託麻西					1
25	菱形					1
26	豊田	吉松	植木	山東		4
27	杉上	桜木東	大和	田迎	桜井	8
28	隈庄	白川		田原	田底	2
30	榆木					1
31	富合					1

(4) 地域公民館（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、令和3年（2021年）4月1日現在、624館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名（館数）
中央区	中央地区(10)、大江地区(21)
東区	東部地区(39)、託麻地区(50)、秋津地区(15)
西区	西部地区(57)、花園地区(22)、河内地区(31)
南区	南部地区(29)、幸田地区(24)、飽田地区(15)、天明地区(31)、富合地区(23)、城南地区(43)
北区	龍田地区(18)、清水地区(21)、北部地区(56)、植木地区(119)

運営費等支援（補助）の内容

補助対象	その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館
補助範囲	公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・營繕費、運営費、借家料
補助金額	校区公民館：均等割・施設割を基礎として算出する。 町内公民館：均等割・施設割・世帯割を基礎として算出する。
建設費	補助率2分の1、上限額750万円
營繕費	補助率2分の1、上限額60万円
借家料	補助率3分の1、上限額年間15万円

5 安全安心まちづくり・交通安全対策（生活安全課）

概 要

交通事故や街頭犯罪などの未然防止を図るため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、市民の防犯意識の向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一緒に安全安心まちづくり活動を行っている。

（1）安全安心まちづくり対策

ア 防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車7台（うち区役所5台）で防犯パトロールを行うなど、安全安心まちづくりの意識啓発と犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
会計年度任用職員3人（熊本県警察OB）

③ 事業費

令和3年度（2021年度）予算 9,144千円

ウ 客引き行為等対策

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的として、「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止地区である中心商店街のパトロールを行い、条例に定める指導等を実施している。

① 「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」の主な内容

- (ア) 公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、禁止地区として指定
 - (イ) 客引き行為等禁止地区における客引き行為等の禁止
 - (ウ) 客引き行為等を用いた営業の禁止
 - (エ) 違反行為を行った者に対して、指導、警告、命令を順番に行い、命令に違反した場合、氏名等の公表と5万円以下の過料

② 客引き行為等対策巡回指導員

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則に基づき、指導、警告、命令、過料その他の客引き行為等の禁止に関する事務の実施

会計年度任用職員 6人（熊本県警察OB）

③ 事業費

令和3年度予算 22,436千円

(2) 交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、交通安全教育専門員2人を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学生に対し、登下校時における交通ルールの習得・自転車利用時のルール厳守とマナー向上のため、休校時でも受講できるオリジナル動画を作成し、「オンライン交通安全教室」を実施している。また、中・高校生を対象とした自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、SNS、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動などを展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道徳の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在任用しているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

(3) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、交通事故相談員が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数

令和3年4月1日現在

年度区分	H28	H29	H30	R1	R2
被害者	285	45	167	96	95
加害者	63	156	17	20	8
合 計	348	201	184	116	103

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(令和3年4月1日現在 単位：円)

年 度		H28	H29	H30	R1	R2
取 支	寄 付 金	390,933	369,224	408,848	482,225	348,601
	運 用 利 益	180,930	120,251	105,007	77,838	59,699
	援 助 金 ほ か	△1,375,173	△1,201,704	△1,412,628	△1,067,065	△1,183,301
	差引（積立または取り崩し）	△1,012,310	△712,229	△898,773	△507,002	△775,001
基 金 残 高		83,678,741	83,335,736	82,845,811	82,821,034	82,821,034

※R1の基金残高については取崩し前の数値であったため今回、取崩し後の数値に修正

6 消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

（1）消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数

令和3年(2021年)4月1日現在

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
総件数(件)	7,182	6,439	5,102	4,805	4,987

相談内容別件数（令和2年度）

令和3年(2021年)4月1日現在

内 容	安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他の	合 計
件数	160	430	172	688	7	323	2,528	3,855	984	2	5	11	14	53	9,232

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

（2）消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に、各種講座や事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、暮らしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣する。

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初步的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座を中止、サポーター登録者へ資料送付のみ実施。）

イ 中学生啓発事業

中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を市内全校に配付

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、高齢者グループや市立高校の高校生に対して出前講座を実施し、消費者トラブル等の情報提供を行っている。また、成人の日にあわせて10代～20代向けに「若者消費者110番」を実施している。

（3）情報の収集及び提供

ア 消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・DVDの貸出による情報提供を行う。

（4）消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

7 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定が義務付けられた第2次熊本市男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報誌「はあもにい」の発行及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

（2）男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進

平成29年度：27.8% 平成30年度：28.3% 令和元年度：27.8% 令和2年度：27.7%

- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数211人）

- 働く女性のネットワーク形成支援や企業等における女性人材の育成を目指し、女性活躍に向けた事例発表会を開催

- DV相談に関する相談の質の向上など相談支援体制の強化や他の支援団体等との連携促進を目的とした男女共同参画課相談室を運営

- 市民の性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催や、当事者支援団体との意見交換会を実施

- 熊本市パートナーシップ宣誓制度を創設

（3）推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」の開催
- 「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催

（4）熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所 在 地 中央区黒髪3丁目3番10号

主要施設 4階 会議室、研修室A・B・C、和室

3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ

2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、学習室

1階 メインホール（372人）、情報資料室、幼児室、事務室、ギャラリー

その他 駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場74台、第2駐車場17台

第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台）

駐輪場 2カ所

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況（回数）

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)			
	集会 ・ 大会 ・ 大典	式 ・ 演奏会 ・ 浪曲	音楽会 ・ シヨー ・ 演芸	歌謡シヨー ・ 演舞	演劇 ・ 洋舞	日舞 ・ 舞	講習 ・ 講演会	その他の計	合計	集会 ・ 大会 ・ 大典	式 ・ 演奏会 ・ 浪曲	音楽会 ・ シヨー ・ 演芸	歌謡シヨー ・ 演舞	演劇 ・ 洋舞	日舞 ・ 舞	講習 ・ 講演会	その他の計	合計
平28	1	3	0	1	0	2	7	7	96	7	8	17	79	214				1,849
平29	16	91	6	9	6	106	234	5	48	4	3	22	82	164				3,549
平30	13	88	10	14	10	90	225	10	46	12	15	31	64	178				3,109
令1	8	83	29	27	7	53	207	7	42	11	14	29	63	166				3,059
令2	5	44	12	24	6	44	135	1	15	13	7	7	41	84				2,352

8 人権推進（人権政策課）

概況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組を行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第7次総合計画分野別施策の第一章に「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げており、令和2年（2020年）3月に策定した「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」では、「一人ひとりの 人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会の実現」を推進するための基本方針を定めている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

文化市民

(1) 人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者研修会の開催、人権の花運動、Jリーグロアッソ熊本との合同啓発イベント、新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発事業など

(2) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが人権感覚を身に着けるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成29年4月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」へ改正を行い、各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備を行い、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

(3) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地 中央区本荘4丁目6番6号

開設年月日 昭和51年5月1日

主 な 施 設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室

2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室

3階 ホール（機能回復訓練用）

利 用 者

区分	年 度					
		平28	平29	平30	令元	令2
主催事業参加者数 (講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等)		14,091	14,260	14,194	11,670	4,829
貸し館利用者数		9,555	10,407	9,316	8,346	2,671
福祉サービス利用者数（入浴・機能回復訓練室）		9,322	12,318	11,163	10,669	3,754

※令和元年度及び2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止期間あり

(4) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地 北区植木町宮原912番地

開設年月日 昭和55年8月1日

主 な 施 設 大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室

日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（グラウンドゴルフ等）

利 用 者

区 分	年 度					
		平 28	平 29	平 30	令 元	令 2
館内利用者数 (学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用)		5,604	6,022	6,785	6,514	1,990
館外(運動場)利用者数 (グラウンドゴルフ利用者 等)		364	206	197	203	286

※令和元年度及び2年度は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため利用休止期間あり（館内のみ）

(5) 熊本市祖崇廟納骨堂

熊本市祖崇廟納骨堂は、市民生活環境の改善及び社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成元年に設置された施設である。

所 在 地 中央区九品寺5丁目10番地14
 開 設 日 平成元年3月1日
 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
 施設概要 納骨壇 221壇

9 生涯学習(生涯学習課)

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「市民一人ひとりの心豊かな暮らし」「学びと活動の循環による自主自立のまちづくり」を実現するため令和2年（2020年）3月に「熊本市生涯学習推進計画」を策定し、その実現のため、いつでもどこでも生涯学習ができる環境を整備し、「人生100年時代」を見据えた学習機会・内容を充実させながら、学びの成果を地域に還元する仕組みづくりを推進していく。

(1) 熊本市生涯学習推進計画

＜いつでも、どこでも生涯学習ができる環境の整備＞

- ア 生涯学習関係機関等との連携
- イ 生涯学習推進に関する情報の収集と提供

＜「人生100年時代」を見据えた学習機会・内容の充実＞

- ア ライフステージに応じた学習機会・内容の充実
- イ 家庭・地域の教育力の向上
- ウ 現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習機会・内容の充実
- エ 障がい者の生涯学習の推進
- オ 図書館・博物館等における生涯学習の推進
- カ 文化芸術の取組の推進
- キ スポーツの取組の推進

＜学びの成果を地域に還元する仕組みづくり＞

- ア 人材やボランティアの養成・活用
- イ 学習成果を生かす取組の推進
- ウ 地域と学校との連携・協働の推進
- エ 熊本地震の体験や教訓を生かした取組の推進

(2) 公設公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、19の公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館の分館がある。

施設の概要

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
中央公民館	中央区草葉町5番1号	北部公民館	北区鹿子木町66番地
西部公民館	西区小島2丁目7番1号	飽田公民館	南区会富町1333番地1
南部公民館	南区南高江6丁目7番35号	五福公民館	中央区細工町2丁目25番地
東部公民館	東区錦ヶ丘1番1号	河内公民館	西区河内町船津791番地
龍田公民館	北区龍田弓削1丁目1番10号	天明公民館	南区奥古閑町2035番地
託麻公民館	東区長嶺東7丁目11番15号	富合公民館	南区富合町清藤400番地
幸田公民館	南区幸田2丁目4番1号	城南公民館	南区城南町舞原394番地1
清水公民館	北区清水亀井町14番7号	植木公民館	北区植木町岩野238番地1
秋津公民館	東区秋津3丁目15番1号	北部公民館西里分館	北区下硯川町1798番地
大江公民館	中央区大江6丁目1番85号	北部公民館北部東分館	北区鶴羽田2丁目13番9号
花園公民館	西区花園5丁目8番3号		

※地域公民館については、4地域コミュニティづくり支援(4)に記載

令和2年度(2020年度) 公民館学習活動在籍状況(講座数及び在籍者数)

	主催事業								自主講座		総合計				
	主催講座		家庭教育学級		教養講演会		合計		合計						
	講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	
中央区	中央	25	232	0	0	0	25	232	0	0	25	232	60	1,163	
	大江	19	347	0	0	0	19	347	0	0	19	347			
	五福	16	584	0	0	0	16	584	0	0	16	584			
東区	東部	28	628	1	25	4	206	33	859	0	0	33	859	134	3,682
	託麻	21	1,511	3	22	1	23	25	1,556	0	0	25	1,556		
	秋津	70	1,085	2	20	4	162	76	1,267	0	0	76	1,267		
西区	西部	14	288	3	39	0	0	17	327	0	0	17	327	62	1,057
	花園	24	381	3	30	1	11	28	422	0	0	28	422		
	河内	11	221	1	22	1	27	13	270	4	38	17	308		
南区	南部	20	553	0	0	0	0	20	553	0	0	20	553	111	3,962
	幸田	12	875	4	59	0	0	16	934	0	0	16	934		
	飽田	21	542	0	0	0	0	21	542	0	0	21	542		
	天明	7	70	2	46	0	0	9	116	8	68	17	184		
	富合	14	599	2	16	0	0	16	615	0	0	16	615		
	城南	18	890	0	0	3	244	21	1,134	0	0	21	1,134		
北区	龍田	6	505	0	0	1	19	7	524	0	0	7	524	158	3,175
	清水	39	199	0	0	2	59	41	258	0	0	41	258		
	北部	37	1,558	4	32	1	11	42	1,601	50	454	92	2,055		
	植木	18	338	0	0	0	0	18	338	0	0	18	338		
合計		420	11,406	25	311	18	762	463	12,479	62	560	525	13,039	525	13,039

(3) 青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構 成 校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

- | | |
|---------|---|
| 主 な 事 業 | <ul style="list-style-type: none"> ・年次総会、代表者会、理事会 ・子供・若者育成支援強調月間 ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動 ・熊本市青少年健全育成大会 ・研修会 |
|---------|---|

イ 校区青少年健全育成協議会

現在、90小学校地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行う団体。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）

11個団と植木1団で協力・連携し、児童及び青少年の健全な育成や国際相互理解を推進することを目的とする団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、發揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

(4) 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための情報や学習機会を提供している。

・家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として現在80学級開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

・子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、全公民館で親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等を開催し、子育て支援の充実に努めている。

(5) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

令和3年熊本市成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とし、式典内容について、事前に収録した動画コンテンツを配信した。（市長からのお祝いメッセージ等）（対象者7,702人）

10 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（1）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（3）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明すること。

（4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁決等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき、現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ 職員の自己の勤務内容及び待遇に関する事項
- ⑤ オンブズマンの職務に関する事項

（5）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、相談員1名、事務職員1名、事務局長の8名体制で運用を行っている。

（6）苦情申立て後の流れ

① 申立方法

苦情申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情申立ての内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 令和2年度（2020年度）の運用状況

令和2年度（2020年度）は、54件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分9件と合わせて63件の苦情申立てを処理した。

ア 苦情申立て受付状況（平成28年度～令和2年度（2020年度））

年度	H28	H29	H30	R元	R2
受付件数	66	58	78	58	54

イ 行政組織別受付状況（令和2年度（2020年度）受付分）

組織	件数	組織	件数	組織	件数
都市建設局	11 (1)	総務局	5	経済観光局	1 【1】
健康福祉局	11 (1) 【1】	環境局	2	交通局	1
区役所	11	教育委員会	2	上下水道局	1
財政局	6	文化市民局	1 【1】	その他の機関	2
() 内は平成28年（2016年）熊本地震関連 計2件					
【 】内は新型コロナウイルス感染症関連 計3件			合計		
			54 (2) 【3】		

ウ 苦情申立ての処理状況（令和2年度（2020年度）処理分（前年度からの継続調査分を含む））

区分	件数
1 調査結果を通知したもの	29 (3) 【1】
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	4
(3) 市の業務に不備がなかったもの	23 (3) 【1】
2 調査対象とならなかつたもの	9 【1】
(1) 管轄外のもの	4
(2) その他のもの（利害無し・1年以上経過等）	5 【1】
3 調査を中止したもの	2
4 取り下げられたもの	17 【1】
5 継続調査中のもの	6
合 計	63 (3) 【3】

() 内は平成28年（2016年）熊本地震関連 計3件

【 】内は新型コロナウイルス感染症関連 計3件

エ 発意調査

熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づき発意調査を2件行った。

- ① 市長への手紙
- ② 町内自治会内部の問題に対する市の関わり

オ 勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第7条第1項第2号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

1.1 文化振興（文化政策課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

（1）市民の文化の振興

令和2年度（2020年度）主な文化事業

くまもと大邦楽祭 令和2年（2020年）6月14日

上記日程で開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度（2021年度）へ延期となった。

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕150年を記念して、平成5年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信することを目的として実施している。

第25回「草枕」国際俳句大会 令和2年（2020年）11月7日（表彰式）

夏目漱石来熊100年を記念して平成8年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催した。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により当日投句は開催せず、一般部門と外国語部門を事前募集し、上位入賞者のみで表彰式を行った。

（2）人づくり基金（平成3年度から実施）

目的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 590,903,753円

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
援助件数（件）	4	4	4	4	0
援助金額（千円）	3,630	2,997	3,209	2,032	0

（3）熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぶれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーI・IIのほか、美術図書室のホームギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

管理運営 (公財)熊本市美術文化振興財団（指定管理者　期間：令和元年度〔2019年度〕～令和5年度〔2023年度〕）

所在 地 中央区上通町2番3号

展覧会事業

ギャラリーI・IIにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーI・II以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。令和2年度（2020年度）は次の展覧会を開催した。

ギャラリーI・II

展覧会名	会期	入場者数(人)
ライフ 生きることは、表現すること	R2.4.1～R2.6.14	4,113人 (※4/1～5/20 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館)
谷川俊太郎展	R2.6.27～R2.9.6	10,716人
第32回熊本市民美術展 熊本アートパレード	R2.9.26～R2.11.1	3,389人
ムーミン展 THE ART AND THE STORY	R2.11.14～R3.1.11	33,826人
MINIATURE LIFE 展2 田中達也見立ての世界	R3.1.29～R3.3.14	42,674人

ギャラリーIII

展覧会名	会期
川野美華 展 Nighthawks	R2.4.29～R2.7.5 (※4/1～5/20 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館)
モヒカンボッシュ 世界でたったひとつをつくる	R2.7.11～R2.8.30
コーダ・ヨーコ原画展 どうぶつえんのどうぶつたち	R2.9.2～R2.10.25 (R2.9.6 台風の為休館)
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品 公開コンディションチェック展（第4回）	R2.11.1～R3.1.17
豊田有希写真展 あめつちのことづて 令和2年7月豪雨 REBORN プロジェクト	R3.1.20～R3.3.31

井手宣通記念ギャラリー

展覧会名	会期
高浜寛のマンガに登場するアイテムで読み解く19世紀末（ベル・エポック）－『ニューカスの角灯』、『蝶のみちゆき』・・・展	R2.4.29～R2.7.5 (※4/1～5/20 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館)
川野美華 展 Nighthawks	R2.7.8～R2.8.30
コーダ・ヨーコ原画展 どうぶつえんのどうぶつたち（※）	R2.9.2～R2.10.25 (R2.9.6 台風の為休館)
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品 公開コンディションチェック展（第4回）（※）	R2.11.1～R3.1.17
CAMKコレクション展 穴・距離	R3.1.20～R3.4.4

(※) ギャラリーIII、井手宣通記念ギャラリーをひとつの展示室として展覧会を開催

12 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供することを目的として設置している。

開館以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約75%と高い利用率を示している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用されている。

平成20年度から愛称命名権（ネーミングライツ）制度を導入、平成28年4月から「市民会館シアーズホーム夢ホール」としている。

平成28年熊本地震では、大ホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年1月より営業を再開し、同年3月に開館50周年記念コンサートを開催した。

平成30年4月からは指定管理者による管理運営を開始した。

ア 施設概要

管理運営 一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団

(指定管理者 期間: 平成30年度 [2018年度] ~令和4年度 [2022年度])

所在地 中央区桜町1番3号

イ 施設別定員

区分	大ホール(席)	大会議室(席)	会議室(人)		
			第1~第5、第8 (小会議室)	第6~第7、第9 (中会議室)	第10 (和室)
定員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 252	20	40	20

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大ホール						大会議室						展示・ロビー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	
H28	3	7	0	0	0	10	140	6	9	6	22	183	2,783 38
H29	14	23	9	0	18	64	18	1	1	2	42	64	808 33
H30	100	100	52	20	20	292	249	3	17	9	43	321	3,495 91
R1	85	54	34	14	27	214	224	7	11	9	27	278	3,370 71
R2	3	18	7	6	48	82	9	6	4	9	119	147	2,265 28

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的として設置している。

東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

平成28年熊本地震ではホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年1月より営業を再開。

ア 施設概要

管 理 運 営 一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団

(指定管理者 期間: 平成29年度〔2017年度〕～令和3年度〔2021年度〕)

所 在 地 東区若葉3丁目5番11号

イ 施設利用状況

(単位 上段 件、下段 人、)

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	合計
平成28年度	4	252	207	204	162	76	185	1,090
	962	8,148	2,171	2,127	4,275	252	1,280	19,215
平成29年度	46	62	39	31	48	17	25	268
	10,425	2,539	651	341	1,344	44	182	15,526
平成30年度	192	249	171	159	158	87	93	1,109
	33,935	9,230	2,961	1,923	4,613	481	624	53,767
令和元年度	182	238	205	170	130	110	88	1,123
	25,814	7,933	3,191	1,944	3,478	317	528	43,268
令和2年度	159	183	96	102	71	122	51	784
	12,598	3,362	1,260	701	1,161	218	162	19,462

※()は各室定員

13 文化財（文化財課）

ア 国指定文化財

令和3年（2021年）4月1日現在

区分	名 称	摘 要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町時代	藤崎八幡宮	明39年
	木造東陵永済禪師倚像	南北朝期	雲巖禪寺	大4年
	木造十一面觀音立像附像内納入品	鎌倉中期	報恩寺	平6年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大5年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭27年
	紙本墨書日本紀竟宴和歌（上・下）	鎌倉中期	本妙寺	昭34年
	六殿神社樓門	室町後期	六殿神社	明40年
	熊本城（宇土櫓など13棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭8年
	細川家舟屋形	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭29年
	旧第五高等中学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭44年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平6年
	巴螺鉗鞍	平安後期	個人	昭55年
	梵鐘	鎌倉中期	大慈寺	昭56年
	蒔絵調度類	安土桃山期	本妙寺	平26年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭50年
	紙本墨書後光嚴院宸翰御消息（何条事哉候云々）	南北朝期	個人（京都相国寺）	昭14年
	阿蘇家文書三十四巻附阿蘇家文書写三十六冊	平安から江戸時代	国（熊本大学）	昭62年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭42年
	安南国大都統官阮潢書簡 加藤清正宛（2通）	江戸前期	本妙寺	平30年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭30年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺跡	細川護熙ほか（熊本市）	平7年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大10年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大10年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白山比咩神社（熊本市）	大10年
	池辺寺跡	平安時代	熊本市	平9年
	御領貝塚	縄文時代後期	個人ほか	昭45年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭51年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭55年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平22年
	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平25年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸前期 庭園	出水神社（熊本市）	昭4年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7本の巨木	国（熊本県）	大13年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭4年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大13年
	矮鶲（ちやば）		市内各飼育者	昭16年
	下田のイチョウ		熊本市	昭12年
	イヌワシ		秋田市	昭40年
特別天然記念物	タンチョウ		熊本市	昭27年

イ 県指定文化財

令和3年（2021年）4月1日

指定の種別	件数	摘 要
重要文化財	(工芸品) (29)	切支丹銅鐘 刀剣類9 鐸10 清正拵綱代鞘 勝色緘具足 腹巻大袖添 紅糸威腹巻附鎧櫃 五鈷鈴 独鈷杵 活人形谷汲觀音像 尚書正義版木 黒糸威二枚胴具足
	(彫 刻) (4)	木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭觀音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(古文書) (2)	肥後国検地諸帳 細川忠興・忠利発給文書群
	(書 跡) (20)	永青文庫文書18 菊池万句 獨行道
	(建造物) (11)	古今伝授の間 大慈寺石塔4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸 不動院跡の六地蔵塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
	(絵 画) (6)	大慈寺蔵絵画2 往生院蔵絵画2 紙本著色宮本武蔵像 竹林七賢図屏風
	(考古資料) (2)	磁州窯系鉄絵壺 曾畠遺跡出土植物質資料
	(歴史資料) (2)	領内名勝図巻 金春流中村家能楽等関連資料
重要無形文化財	2	武田流（細川流）騎射流鏑馬 小堀流踏水術
史跡	9	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稲荷山古墳 明徳官軍墓地 つつじヶ丘横穴群 円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝	1	雲巖禪寺境内
天然記念物	2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財	1	肥後神楽
重要有形民俗文化財	1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財

令和3年(2021年)4月1日現在

分類	名称	所有者(管理団体)	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	西区小島下町599番地	昭43.8.13
	四時軒	"	東区沼山津1丁目25番91号	"
	徳富旧邸	"	中央区大江4丁目10番33号	"
	小泉八雲熊本旧居	"	中央区安政町2番6号	"
	金子塔	国(熊本市)	西区池上町平 国有林内	43.12.4
	正平塔(石燈籠)	小山諏訪神社	東区小山町3371番地	45.11.16
	安元元年笠塔婆(屋蓋部分)	法人	市内	"
	如意輪觀世音菩薩坐像	岫雲院	西区春日3丁目2番4号	47.4.13
	紙本墨書き成道寺記一巻	宗教法人	西区花園	49.5.15
	紙本著色沢村大学画像一幅	"	中央区二の丸 県立美術館	"
	成道寺六地蔵塔二基	成道寺	西区花園7丁目2476番地	"
	成道寺五輪塔一基	"	"	"
	成道寺板碑群四基	"	"	"
	木造釈迦如来坐像	安国寺	中央区横手3丁目26番8号	50.11.27
	木部六地蔵塔	国	南区御幸木部町3123番地	51.10.28
	林田左京亮逆修板碑	"	"	"
	木造三十三觀音厨子入り	法人	市内	"
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	中央区二の丸 県立美術館内	53.8.22
	池辺寺縁起絵巻	"	"	"
	池辺寺関係石造物	"	西区池上町池上1373番地	"
	池辺寺仏像	"	中央区二の丸 県立美術館内	"
	池辺寺伝来宝物	"	中央区二の丸 県立美術館内	"
	松尾焼	"	"	"
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺文化財保存会	北区龍田2丁目15番22号	58.3.23
	日向六地蔵塔	九州財務局	東区戸島町4345番地	63.7.28
	奥古閑六地蔵付庚申塔	奥古閑町上掛地区	南区奥古閑町1893番地2	平4.3.26
	四方寄六地蔵付庚申塔	熊本市	北区四方寄町1274番地	"
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	北区楠野町759番地 楠原神社内	"
	御馬下の角小屋	熊本市	北区四方寄町1274番地~1276番地	"
	1. 尾跡地蔵講帳 2. 恵美須祭礼帳	河内町尾跡地区	西区河内町船津1225番地尾跡公民館	"
	3. 西之宮講帳(3冊)	熊本市	西区河内町船津2069番地5	"
	河内町役場文書	"	西区河内町船津2941番地	"
	津波供養塔	"	"	"
	津波供養碑	"	西区河内町船津2107番地1	"
	津波供養碑(蓮光寺)	個人	西区河内町河内	"
	津波供養碑	個人	西区河内町面木	"
	面木木造十一面觀音坐像	個人	市内	"
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	"
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	"
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	"
	近代建築物(衛兵所)	熊本市	解体保存中	4.12.24
	加藤清正公肖像画	"	中央区古京町3-2(熊本博物館)	7.8.2
	清正公下賜の扇子	"	"	"
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	"	"	"
	本覚院殿(加藤清正側室)墓出土品	本覚寺	中央区横手1丁目14番20号	18.1.25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状9点	個人	南区富合町积迦堂22番地	21.6.15
	高の石造六地蔵塔	城南町高地区	南区城南町高376番地	23.4.28
	高の石造宝塔	個人	南区城南町高	23.8.25
	七所宮の石造宝塔	宮地神社(個人)	南区城南町宮地	"
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	北区植木町鞍掛	23.3.28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	北区植木町豊岡・鈴麦	23.4.28
	服部の五輪塔	個人	北区植木町豊田	24.1.27
	砥石の宝篋印塔	内空閑神社	北区植木町清水1003番地	24.5.1
	田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	北区植木町豊岡1635番地	24.7.31
	舞尾の六地蔵板碑	舞尾地区	北区植木町舞尾640番地	24.7.31
	本遺跡土壤墓出土品	熊本市	北区植木町岩野238番地1	25.3.27
	木造千手觀音立像	立福寺総代会	北区立福寺	31.1.28
	木造阿弥陀如来立像	法人	中央区	31.1.28
	活人形聖觀音菩薩立像附衣装及び蓮台	来迎院	西区春日	31.1.28
	菱形八幡宮神像群	菱形八幡宮總代会	中央区二の丸 県立美術館内	令2.12.25
	木造愚谷常賢像	鷺林寺	南区野田	令2.12.25
	六所宮の鳥居	藤崎八幡宮	中央区井川淵町3-1	令2.12.25
史跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、(社)照敬会	西区花園7丁目2442番地	昭43.12.4
	付学承院跡宝篋院塔		東区尾ノ上4丁目11番70号	"
	富ノ尾古墳	熊本市	西区池田3丁目44番	43.8.13
	水前寺廐寺跡	個人	中央区水前寺公園	"
	健軍神社杉馬場	健軍神社	東区健軍2丁目 神水1丁目	"
	檜崎山古墳群(五基)	個人	西区小島下町	43.12.4
	千金甲丙号古墳群(二基)	熊本市	西区小島下町高城山	45.6.2
	城山古墳群(一の塚・二の塚・三の塚)	"	西区城山上代町城山1107-1	46.8.11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	西区春日3丁目2番4号	47.4.13
	健軍神社境内	健軍神社	中央区健軍本町13番	47.12.13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	個人	中央区出水1丁目2 熊野神社	"

分類	名称	所有者(管理団体)	所在地	指定年月日
史跡	明治天皇御幸御野立所	熊本市	南区御幸西4丁目1311	48.5.8
	明治天皇小島行在所跡	"	西区小島下町599・600番地	43.8.13
	四時軒跡	"	東区沼山津1丁目25番91号	"
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	中央区渡鹿6丁目11番89号	49.9.5
	木部地藏堂敷地(道伝寺跡)	国	南区御幸木部町3123番地	51.10.28
	百梅園跡	熊本市	西区島崎4丁目10番39号	53.4.25
	夏目漱石内坪井旧居跡	"	中央区内坪井町4番22号	"
	山伏塚	国(熊本市)	西区池田2丁目5番27号	54.4.24
	花崗山陸軍埋葬地	熊本市	西区横手2丁目13	55.11.27
	釣耕園	個人ほか	西区島崎5丁目7番	60.8.22
	叢桂園	熊本市	西区島崎5丁目7番2号	"
	井上横穴群	個人	北区改寄町100番地13・14号	平4.3.26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	西区河内町河内465番地12	"
	差茂塚古墳	個人	西区河内町白浜1653番地	"
	砂鉄水路跡(2ヶ所)	個人	西区河内町河内165番地1	"
	加藤家墓地	個人	西区河内町白浜215・216番地2	"
	道家之山の墓	個人	西区河内町岳264番地	"
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	西区河内町岳520番地	"
	疊ヶ石	個人	西区河内町野出33番地8	"
	平畠支石墓	植木町田底山城区	北区植木町田底	23.3.28
	高熊古墳	個人	北区植木町古闕	23.3.28
	陳内庵寺跡	熊本市	南区城南町陳内98番地5	23.4.28
	陳内瓦窯跡	個人	南区城南町陳内	23.4.28
名勝及び史跡	瑞巖寺跡	熊本市	北区貢町1421番地～1423番地	平4.3.26
天然記念物	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	西区上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43.8.13
	旧代継宮跡大クスノキ	国(熊本市)	中央区花畠町6番2号 花畠公園内	"
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	北区釜尾町425番地	平4.3.26
	河内晚柑原木	個人	市内	"
	徳王の桜	個人	市内	7.4.28
無形文化財	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	北区植木町宮原	23.3.28
	肥後ちよんかけ	肥後ちよんかけごま保存会	市内	昭50.2.26
無形民俗文化財	銭太鼓踊り	下沖銭太鼓踊り保存会	市内	平4.3.26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	北区硯川町 柚木菅原神社	"
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	北区立福寺町 立福寺菅原神社	"
	明徳神楽	明徳神楽保存会	北区明徳町 熊野神社	"
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	西区河内町 白浜神社	"
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	西区河内町 野出春日神社	"
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	西区河内町 大多尾日吉神社	"
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	中央区新町	20.8.1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	北区植木町清水 清水菅原神社	24.3.27
	上南部肥後神楽	上南部肥後神楽保存会	東区上南部 乙姫神社	令元.12.2
	平山神社神楽	平山神社神楽保存会	西区松尾町平山 平山神社	"

工 登録有形文化財

令和3年(2021年) 4月1日現在

名 称	所 有 者	所 在 地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	中央区練兵町45番地	平8.12.20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	中央区大江5丁目2番1号	"
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	中央区黒髪3丁目12番16号	9.5.7
熊本市水道記念館(旧八景水谷貯水池ポンプ場)	熊本市	北区八景水谷1丁目7番3号	"
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	中央区新町4丁目1番19号	10.1.16
今村家住宅	個人	南区	"
熊本大学本部(旧熊本高等工業学校本館)	国(文部科学省)	中央区黒髪2丁目39番1号	10.9.2
熊本大学医学部山崎記念館(旧熊本医科大学図書館)	国(文部科学省)	中央区本荘1丁目1番1号	"
ピーエス熊本センター(旧第一銀行熊本支店)	ピーエス株式会社	中央区中唐人町1番地	"
熊本学園大学産業資料館(旧熊本紡績電気室)	学校法人熊本学園	中央区大江2丁目1903-2	16.8.17
マミフローラーデザイン熊本教室花峰館(旧鐘淵紡績熊本工場診療所)	個人	西区河内町	"
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	中央区神水1丁目633番2号	17.12.26
富重写真所	富重写真館	中央区新町2丁目8番5号	18.4.12
慈愛園モード・パウラス記念資料館(旧宣教師館)	社会福祉法人慈愛園	中央区神水1丁目633番1号	19.5.29
浜田醤油店舗	個人	西区小島6丁目9番1号	19.10.22
浜田醤油主屋	個人	"	"
浜田醤油洋館	個人	"	"
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	"	"
浜田醤油旧圧搾機室	"	"	"
浜田醤油旧原料倉庫	"	"	"
浜田醤油旧石室	"	"	"
浜田醤油給水塔	"	"	"
リデル、ライト両女史記念館(旧熊本回春病院らい菌研究所)	熊本市	中央区黒髪5丁目23番1号	20.3.7
本妙寺仁王門	本妙寺	西区花園4丁目128番地	23.7.25
日本福音ルーテル熊本協会	日本福音ルーテル熊本協会	中央区水道町1番21号	令元.12.5
西村家住宅店舗	個人	中央区西唐人町10	2.8.17
西村家住宅主屋	個人	中央区西唐人町13	2.8.17

才 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員12名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（令和2年度（2020年度）実績）

- ・文化財保護委員会開催回数 5回
- ・現状変更等諮問件数 10件
- ・埋蔵文化財の届出に対する処理件数 1,343件
- ・文化財現地調査 7回

力 記念館

（令和3年（2021年）4月1日現在）

名 称	概 要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 (中央区内坪井町4番22号)	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。 ※熊本地震により復旧工事中。	昭53. 6. 5
徳富記念園 (中央区大江4丁目10番33号)	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸（大江義塾跡）と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。 ※熊本地震により復旧工事中。	昭45. 9. 9
横井小楠記念館 (東区沼山津1丁目25番91号)	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。 ※四時軒は改修工事により閉鎖中。	昭57. 7. 15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 (中央区水前寺公園22番16号)	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本県内現存最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。 ※熊本地震により移築復旧工事中。	昭49. 3. 1
小泉八雲熊本旧居 (中央区安政町2番6号)	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等中学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36. 4. 1
御馬下の角小屋 (北区四方寄町1274番地)	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったので庄屋を務めるかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62. 12. 1
リデル、ライト両女史記念館 (中央区黒髪5丁目23番1号)	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平6. 2. 3
後藤是山記念館 (中央区水前寺2丁目6番10号)	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平8. 5. 20
田原坂西南戦争資料館 (北区植木町豊岡858番地1)	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示了資料館で、西南戦争がなぜ起り、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭58. 5 ※平27. 11リニューアル

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。

施設概要

管 理 運 営 くまもと工芸協会共同企業体
(指定管理者 期間: 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))
所 在 地 南区川尻1丁目3番58号
主 な 事 業 伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催
夏休み体験教室、工芸教室(陶芸教室他)等、各種クラフト教室を実施。

14 熊本城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

ア 総括

加藤清正が、慶長4年（1599年）頃より築城に着手し慶長12年（1607年）に完成させた熊本城は、豪壮な大小天守や独特の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は、清正とその息子忠広の2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、約240年を経て明治に至る。

新城築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を茶臼山に選定し、城外にひろがる平野を城下として整備した。

また、清正流石垣と呼ばれる石垣下の傾斜が緩やかで上に登るほど急勾配を持った石垣や広大な堀をめぐらし、随所に虎口を設けるなど防備の面で数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたとされるが、惜しくも明治10年（1877年）の西南戦争直前の火災で大小天守や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年（1960年）8月清正公350年遠忌と市制70年を記念して総工費1億8,000万円で天守閣が再建された。昭和56年（1981年）1月には西南戦争100周年記念事業として西大手門が復元されており、平成元年には60年ぶりの宇土櫓の大規模修復が行われ、さらに市制施行100周年を記念して数寄屋丸二階御広間が復元された。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年（1998年）から本格的な歴史的建造物の復元整備に着手し、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元整備を行い、平成20年（2008年）3月熊本城築城400年にあわせ総工費54億円で本丸御殿大広間が完成した。

平成20年度からは第Ⅱ期熊本城復元整備事業として、馬具櫓一帯、平左衛門丸の堀などの復元整備を進めることとし、平成26年（2014年）9月に馬具櫓及び続堀が完成したが、平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。平成10年から20余年に亘って進めてきた熊本城復元整備計画の休止はもとより、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいくこととなった。

震災から5年が経過する現在（令和3年（2021年）4月1日現在）も、熊本城の有料区域及び無料区域の一部において立入規制が続いている。なお、熊本城の復旧過程を段階的に公開するために、令和元年（2019年）10月5日からは、原則日曜・祝日限定で天守閣エリア等の一部について、大天守の外観復旧完了に伴う特別公開第1弾を実施した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年（2020年）3月1日公開分から公開を中止するとともに、令和2年（2020年）4月29日から特別公開第2弾として開始を予定していた特別見学通路の公開も延期し、令和2年（2020年）6月1日から同通路の公開を開始した。

特別公開第2弾では、特別見学通路を通って天守閣前広場まで至る南ルートと、日曜・祝日のみ公開の北ルート（第1弾での公開ルート）とあわせて回遊できる公開を実施している。

令和3年（2021年）4月26日には、天守閣の復旧が完了、展示内容もリニューアルのうえ、天守閣の内部公開を開始することとしている。

イ 整備方針及び復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきた。その中核を成す熊本城は、我が国有数の貴重な歴史文化遺産としての特別史跡はもとより、広大な面積を誇る都市公園として本市・本県を代表する観光資源であり、更には「森の都」を象徴する緑の拠点として、市民や国内外から訪れる多くの人々に愛され続けている。

市民に地域の誇りと心の安らぎを提供する場としての熊本城の価値をさらに高めるため、史料に基づき歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める「歴史的建造物の保存と復元」、熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める「都市の潤い空間としての環境整備」、史跡に配慮しながら便益施設を充実させるとともに、歴史を学び・体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める「サービ

ス空間の創出」の3つを整備方針に掲げ、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図ることとした。

その際、城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進めるとともに、整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）の復元整備は平成10年度（1998年度）から平成19年度（2007年度）に実施した。

その後、平成20年度（2008年度）からは短期（第Ⅱ期）の復元整備を実施したが、平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、熊本城復元整備計画を休止し、今は長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいる。

①第Ⅰ期復元整備（短期）

3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元整備に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年（2007年）を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元整備した。また、平成11年（1999年）の台風18号で倒壊した西大手門も合わせて再建した。

箇 所	復元建造物	事業期間（事業費）
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓	平成10～15年度（事業費 約19億円）
	西大手門	平成12～15年度（事業費 約5億円）
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	平成10～16年度（事業費 約11億円）
本丸一帯	本丸御殿大広間	平成11～19年度（事業費 約54億円）

②第Ⅱ期復元整備（短期）

平成20年度（2008年度）から、往時の熊本城の復元整備を図るために、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の堀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進めることとし、平成26年（2014年）9月に馬具櫓及び続堀を復元した。

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備並びに以降の復元整備事業は休止となった。

箇 所	復元建造物	事業期間（事業費）
馬具櫓一帯	馬具櫓及び続堀	平成20～26年度（事業費 約4億円）

③熊本城復元整備基金

市民をはじめ熊本城を愛する人々の総参加のもと復元整備を進め、また、復元整備事業の貴重な財源とするため、平成10年（1998年）4月に1口1万円の寄附で熊本城主になれる「一口城主」制度を創設し、広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とした。

また、平成20年度（2008年度）の第Ⅱ期復元整備からは「新一口城主」制度へ移行したが、平成28年熊本地震により受付を休止し、平成28年（2016年）4月21日に新たに熊本城復旧事業の財源とするため熊本城災害復旧支援金を立ち上げた。

その後、城主制度再開を望む声が多く寄せられたことなどに伴い、平成28年（2016年）11月1日に従前の「一口城主」制度をベースとした「復興城主」制度を創設し、「新一口城主」制度は終了した。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
一口城主 (第Ⅰ期復元整備)	平成10年4月1日～平成19年3月31日	27, 154	1, 206, 565, 996
新一口城主 (第Ⅱ期復元整備)	平成20年1月1日～平成28年4月21日	49, 401	606, 262, 120

(2) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財建造物及び再建・復元建造物 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和3年（2021年）4月1日現在）

①重要文化財建造物

名 称	面積 (m ²)	高さ (m)	長さ (m)	摘 要
宇 土 檻	914.65	19.5		三重五階櫓
長 塀		2.0	242.44	
田 子 檻	49.96	6.23		一重櫓
七 間 檻	66.99	5.06		"
十四間櫓	162.11	5.72		"
四 間 檻	46.49	5.96		"
源之進櫓	108.40	北 5.602 南 6.122		折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90		一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55		折曲り一重櫓
五 間 檻	35.37	5.54		一重櫓
平 檻	111.17	5.61		一重櫓前面一部庇付
監 物 檻	140.33	6.27		一重櫓
不 開 門	59.70	5.72		櫓門

②再建・復元建造物

名 称	面積 (m ²)	高さ (m)	摘 要
天 守 閣	2925.28	31.20	三重大階
本丸御殿大広間	2951.11	15.55	一重一階
長 局 檻	195.52	8.58	一重櫓
数寄屋丸二階御広間	818.50	12.10	"
飯田丸五階櫓	503.05	14.39	三重五階櫓
戌 亥 檻	192.20	11.00	二重三階櫓
西大手門	248.09	8.10	櫓門
南大手門	330.17	7.96	"
元太鼓櫓	58.90	7.09	一重櫓
未 申 檻	186.80	11.81	二重三階櫓
馬 具 檻	130.69	6.63	一重櫓
櫨 方 門	46.79	5.43	長屋門
平 御 檻	46.57	6.67	一重櫓

③利用状況

区分 年度	入園者数(人)	入園料(千円)
H28	99,528	36,883
H29	—	—
H30	—	—
H31 (R1)	186,137	77,593
R2	310,011	129,597

※平成28年度（2016年度）は熊本地震発災日までの14日間実績（有料区域内の入園者数）

※平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

イ 旧細川刑部邸 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和3年（2021年）4月1日現在）

①施設概要

旧細川刑部邸は、正保3年（1646年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約4カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年（1994年）1月15日から一般公開されている。昭和60年（1985年）に熊本県重要文化財の指定を受けている。

②施設内容

所 在 地 中央区古京町3番1号

開設年月日 平成6年（1994年）1月15日

構 造 木造平家建（一部2階建）

主 要 施 設 主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室

ウ 肥後名花園 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和3年（2021年）4月1日現在）

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和48年（1973年）に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥後菊 観賞11月中旬

肥後花菖蒲 観賞 6月上旬

肥後朝顔 8月に展示会

肥後芍薬 観賞 5月上旬

肥後椿 観賞 3月

肥後山茶花 観賞11月中旬

(3) 熊本地震からの復旧・復興

ア 被害の状況等

平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。

倒壊・一部損壊等を含め重要文化財建造物13棟及び再建・復元建造物20棟の全てが被災し、石垣は全体の約3割にあたる約23,600m²に崩落や膨らみ・緩みなど修復を要する箇所が見受けられるほか、便益施設等26棟も屋根や壁が破損し、地盤についても約12,345m²に陥没や地割れが発生するなど、その被害は熊本城全域に及ん

だ。

この甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多大な経費を要することが見込まれ、現在把握している被害だけでも、その被害額は約634億円に上る。

◆被害状況

※熊本城全体の石垣：973面 約79,000m²

区分	被害内容
石垣	膨らみ・緩み517面 約23,600m ² （全体の29.9%） うち崩落229面 約8,200m ² （全体の10.3%）
地盤	陥没・地割れ70箇所 約12,345m ²
重要文化財建造物	13棟（倒壊2棟、一部損壊3棟、他屋根・壁破損等8棟）
再建・復元建造物	20棟（倒壊5棟、他は下部石垣崩壊・屋根・壁破損等15棟）
便益施設	26棟（屋根・壁破損等）

◆被害額（平成28年（2016年）9月14日公表）

区分	被害額
石垣	約425億円
重要文化財建造物	約72億円
再建・復元建造物+その他公園施設	約137億円
総額	約634億円

(注1) その他関連施設として旧細川刑部邸約5億円

(注2) 現時点での概算値、今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い変更がある。

1 復旧に向けた取り組み

①熊本城復旧の基本的な考え方（平成28年（2016年）7月26日公表）

熊本城の復旧に向けて、文化財的価値の保全や都市公園と調和した重要な観光資源としての早期再生、将来の災害に備える安全対策等に加え、震災の記憶を次世代に繋いでいく長期的な視点を持ち、国県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ多くの方々の力を結集し、100年先を見据えた復元整備への礎づくりとしての熊本城復旧に取り組んでいくための基本的な考え方を平成28年（2016年）7月26日に公表した。

基本的な考え方は、「復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す」、「文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める」、「復旧過程の段階的公開を行い、復興資源としての早期再生を図る」、「耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行う」、「“100年先の礎づくり”として未来の復元整備に繋がる復旧を目指す」の5つとして、基本方針の平成28年（2016年）内の策定、復旧基本計画の平成29年度（2017年度）までの策定など、その後のロードマップについても併せて公表した。

②熊本城復旧基本方針（平成28年（2016年）12月26日策定）

基本的な考え方沿って、市民・県民・行政・関係機関等の共有のもと、熊本城復旧に一体的に継続して取り組んでいくため、具体的に取り組むべき施策の方向性として、「被災した石垣・建造物等の保全」、「復興のシンボル「天守閣」の早期復旧」、「石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧」、「復旧過程の段階的公開と活用」、「最新技術も活用した安全対策の検討」、「100年先を見据えた復元への礎づくり」、「基本計画の策定・推進」など7つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を平成28年（2016年）12月26日に策定した。

策定にあたっては、内容その他策定に必要な事項について関係者からの意見を聴取するため、学識経験者や関係団体の委員5名で構成する「熊本城復旧基本方針に関する懇談会」を設置した。

③熊本城復旧基本計画（平成30年（2018年）3月28日策定）

基本方針に定める基本的な考え方や取り組むべき施策の方向性に基づき、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、石垣・建造物等をはじめ、便益施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧の手順や耐震化等の工法の検討及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を策定した。

計画策定にあたっては、学識者や専門家、経済団体や市民等から幅広い意見等を聴取するため、熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として委員12名で構成する「熊本城復旧基本計画策定委員会」を設置した。

平成30年度（2018年度）以降は計画に基づく復旧手順に沿った復旧事業の着実な進捗に取り組み、概ね20年を掛けて熊本城の復旧完了を目指す。

◆施策と具体的な取り組み（「熊本城復旧基本計画」第4章 抜粋）

施 策	具体的な取り組み
1 被災した石垣・建造物等の保全	(1) 崩落・倒壊した石垣・建造物等の回収・適切な保全 (2) 崩落・倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 (3) 被害実態の詳細把握及び復旧手法等への反映
2 復興のシンボル「天守閣」の早期復旧	(1) 市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の2019年を見据えた早期復旧 (2) 耐震化等による天守閣の安全性の向上 (3) 天守閣のバリアフリー化及び展示・内装内容の刷新
3 石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧	(1) 石垣・建造物等の計画的復旧 (2) 工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 (3) 伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
4 復旧過程の段階的公開と活用	(1) 天守閣エリア等の早期公開と主要構成建造物の復旧 (2) 復旧過程の文化・観光資源等としての活用 (3) 都市公園としての機能の回復・向上
5 最新技術も活用した安全対策の検討	(1) 文化財的価値の保存を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 (2) 耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 (3) 将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討
6 100年先を見据えた復元への礎づくり	(1) 熊本城調査研究の更なる推進 (2) 将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり (3) 震災の記憶継承と幕末期など往時の姿への復元検討
7 復旧基本計画の推進	(1) 国県等の関係機関一体となった復旧の推進 (2) 多様な復旧財源の確保 (3) 城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

④復興城主（平成28年（2016年）11月1日開始）

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備に伴い平成20年（2008年）1月1日から受付を開始した「新一口城主」制度は、天守閣内への芳名板掲示をはじめ、受付・発送事務等の処理が困難なことから、平成28年（2016年）4月21日に受付を休止し、広く寄付を募る代替として「熊本城災害復旧支援金」口座を開設し、国内外から多くの寄付が寄せられた。

しかしながら、従前の「一口城主」制度が定着していたことや城主として寄付をしたいとの要望が多く寄せられたことから、従前の「一口城主」制度をベースとして、1回1万円以上の寄付者を復興城主として、城主手形やデジタル芳名板への城主名の掲出を行うなどの特典を設けて、平成28年（2016年）11月1日から「復興城主」制度を創設し、受付を開始した。

現在、熊本城災害復旧支援金及び復興城主にはいずれも多額の寄付が寄せられており、国県等の関係機関からの支援と併せて、貴重な復旧財源となっている。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
復興城主	平成28年（2016年）11月1日 ～ (令和3年（2021年）4月1日現在)	113, 795	2, 593, 294, 100
熊本城災害復旧支援金	平成28年（2016年）4月21日 ～ (令和3年（2021年）4月1日現在)	23, 292	2, 255, 929, 020

⑤熊本城特別公開

熊本城大天守外観復旧にあわせ、令和元年（2019年）10月5日（土）から、二の丸広場を起点に西出丸から工事用スロープを通り、平左衛門丸の一部や天守閣前広場の一部に至るルートを公開する特別公開第1弾を開始した。原則、日曜・祝日限定であるが、熊本城大天守外観復旧記念週間の10月5日（土）～14日（月）は、平日も午後から特別に公開し、「ラグビーワールドカップ」熊本開催期間の「10月5日（土）～12日（土）」、「女子ハンドボール世界選手権大会」開催期間の「11月30日（土）～12月14日（土）」、「熊本城マラソン」開催前日の「2月15日（土）午後」は、土曜日も公開した。

また、令和2年（2020年）6月1日からは、特別見学通路の整備完了に伴い、地上から約6メートルの高さからの新しい視点で、飯田丸、竹の丸等の石垣の被災状況、東竹の丸の重要文化財櫓群などを観覧できる特別公開第2弾を開始し、曜日を問わず毎日公開している。（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年（2021年）1月1日、1月15日～2月17日は臨時閉園）

令和3年（2021年）4月26日からは、天守閣が完全復旧し、特別公開第3弾として、展示内容を一新した天守閣内部の公開を開始する予定である。